

富山県留置施設視察委員会規則を次のように定め、公布する。

平成19年5月24日

富山県公安委員会委員長 笠島 眞

富山県公安委員会規則第6号

富山県留置施設視察委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第22条第1項及び富山県留置施設視察委員会条例（平成19年富山県条例第3号）第6条の規定に基づき、富山県留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）に対する情報の提供その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会に対する情報の提供)

第2条 留置業務管理者は、毎年、委員の任命（補欠の委員の任命を除く。）後最初の委員会の会議において、留置施設に関する次に掲げる事項について、留置施設の運営の状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 収容基準人員及び被留置者数の推移
- (3) 施設の管理の体制
- (4) 参観の許否の状況
- (5) 被留置者に対する物品の貸与及び支給並びに被留置者による自弁の物品の使用又は摂取の状況
- (6) 被留置者に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況
- (7) 法第190条第1項又は第208条第1項の規定による自弁の嗜好品等の停止措置の実施状況
- (8) 戒具の使用状況
- (9) 被留置者による面会及び信書の発受の禁止、差止め又は制限の事例
- (10) 審査の申請、再審査の申請、法第231条第1項又は第232条第1項の規定による申告、苦情の申出の状況及びそれらの処理の結果

2 留置業務管理者は、次に掲げる場合には、委員会の会議において、その状況を把握するのに必要な情報を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 留置施設の運営の状況に相当程度の変更があった場合
- (2) 委員会から留置施設の運営の状況について説明を求められた場合
- (3) 委員会の意見を受けて措置を講じた場合  
(会議)

第3条 警察本部警務部留置管理課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。

(会議録)

第4条 会議の開催日時、出席者及び会議の概要は会議録に記載するものとする。

- 2 会議録は、警察本部警務部留置管理課において調製し、保存する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、警察本部警務部留置管理課において処理する。

(報酬)

第6条 委員の報酬の額は、日額12,000円とする。

- 2 報酬は、勤務日数に応じて、その都度支給する。
- 3 前項に定めるもののほか、報酬の支給の方法は、一般職の職員の例によるものとする。

(費用弁償)

第7条 委員が会議の出席その他公務のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として一般職の職員の受ける旅費の額と同一の額の旅費を支給する。

- 2 旅費の支給方法は、一般職の職員の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月5日富山県公安委員会規則第2号抄)

この規則は、平成21年3月25日から施行する。